

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表(第一条関係)

改正案

現行

(前略)

(前略)

(期末手当)

(期末手当)

第八条 (略)

第八条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百八十二・五、十二月に支給する場合には百分の百八十七・五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百八十二・五、十二月に支給する場合には百分の百八十七・五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	百分の六十
三月	六月	百分の百
一月十五日以上三月未満	三月以上六月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

在職期間		割合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	百分の六十
三月	六月	百分の百
一月十五日以上三月未満	三月以上六月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

3・4 (略)

(後略)

付則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

3・4 (略)

(後略)

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表(第二条関係)

改正案

改正前

(前略)

(前略)

(期末手当)

(期末手当)

第八条 (略)

第八条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百八十、十二月に支給する場合には百分の百九十を乗じて得た額に、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百八十二・五、十二月に支給する場合には百分の百八十七・五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三月	六月	百分の百
一月十五日以上三月未満	三月以上六月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

在職期間		割合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三月	六月	百分の百
一月十五日以上三月未満	三月以上六月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

3・4
(略)

(後略)

付則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

3・4
(略)

(後略)